

各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症に係る感染流行時の対応への移行について（通知）

日頃から新型コロナウイルス感染症をはじめ、学校における感染症対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

学校における感染流行時への移行と対応については、令和5年6月16日付け教保体第561号「新型コロナウイルス感染症に係る感染流行時の学校の対応について（通知）」で通知したところです。このたび、令和5年7月26日発表の埼玉県内の感染症患者発生情報（週報）において、2023年第29週（7月17日～7月23日）の新型コロナウイルス感染症の定点当たりの報告数が「10」以上となったため、下記のとおり対応願います。

記

1 感染流行時の対応について

（1）学校における感染症対策の検討・実施

対応	学校の状況を踏まえ、必要に応じて以下の活動場面に <u>応じた感染症対策を検討・実施</u> ①活動場面（授業・行事等）に応じて、身体的距離の確保、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること等の対策の実施 ②場面に <u>応じた教職員や児童生徒へのマスク着用の推奨</u>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・感染症対策を実施する場合は、学校内での感染状況を踏まえ、学級や学年単位または、学校全体など必要な範囲及び活動を検討すること</li><li>・身体的距離の確保については、児童生徒等の間隔に一律にこだわるのではなく、換気を組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応すること</li><li>・マスク着用の推奨する場合であっても、マスク着用を強いることがないよう十分留意すること</li></ul>

(2) 児童生徒の新型コロナウイルス感染症発生に伴う出席停止措置人数（新規陽性者数）の報告

令和5年4月28日付け教保体245-1号「『感染症及び食中毒の発生状況』の一部改正について」により実施している感染症発生に伴う出席停止人数報告（定期報告）に加え、新型コロナウイルス感染症発生に伴う出席停止人数（新規陽性者数）にの報告を以下のとおり実施する。

なお、定期報告については他の感染症と合わせて従来どおり報告願います。  
（夏季休業等の長期休業中は出席停止措置を講じることはないため報告対象外）

対応	<ul style="list-style-type: none"><li>アンケートシステムにより、<u>一週間分の新型コロナウイルス感染症発生に伴う出席停止措置人数（新規陽性者数）</u>を報告（<u>翌週火曜日15時まで</u>）</li></ul> <p>(アンケートシステム)</p> <p><a href="http://smart/smart/eq.asp?U=9003005073061498855">http://smart/smart/eq.asp?U=9003005073061498855</a></p>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li><u>陽性判明日・発症日等に関わらず、期間中（一週間）の学校で措置された児童生徒の出席停止措置人数を集計・報告</u></li><li>移行時期に該当した日以降の最初の月曜日から開始（長期休業中除く）</li><li>高等学校は課程ごと、特別支援学校は本校と分校は別に報告</li></ul>

(1 回目の報告例)

7月27日（木） …感染流行時への移行  
↓（学校の対応）※夏季休業明けの最初の課業日がある週から開始  
8月21日（月）～27日（日） …新型コロナウイルス感染症の出席停止措置人数の集計  
8月29日（火）15時まで …前週分の出席停止措置人数の入力  
※以降、平時に移行されるまで月曜日から日曜日までの1週間分を集計・報告  
※長期休業中には出席停止措置を講じることはないため報告対象外

(3) 集団感染発生時の報告

長期休業中に部活動（合宿・大会含む）や学校行事等で集団感染が発生又は発生するおそれが生じた場合は、当該活動等の実施期間、陽性者及び体調不良者の人数等の状況について保健体育課へメール報告（a6960-13@pref. satatama. lg. jp）すること。

2 「感染流行時」から「平時」への移行について

学校の出席停止措置人数、臨時休業措置件数、定点医療機関における報告数等を総合的に勘案し、通知する。

担当	県立学校部保健体育課 健康教育・学校安全担当
電話	048-830-6963
mail	a6960-13@pref. saitama. lg. jp